

2019年2月

お客様 各位

おきぎん証券株式会社

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の選択について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、源泉徴収された上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等につきましては、各納税者の意思により課税方式を選択することが可能とされております。

このたび総務省より「上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の選択について」周知依頼がございましたので、ご承知おきくださいますようご通知申し上げます。

記

個人住民税において、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式を選択する場合は、当該年度の納税通知書（5～6月）が送達される時までには所得税の確定申告又は住民税申告書を提出する必要があります。

以上

※詳しくは、納税先の市町村、税務担当窓口へお問い合わせください。